

市川市第 20110421-0037 号

平成 23 年 4 月 25 日

認知症対応型（介護予防）通所介護事業者 様
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者 様

市川市 介護保険課

地域密着型サービスにおける生活相談員の資格要件について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所および認知症対応型（介護予防）通所介護事業所の生活相談員の資格要件につきましては、その人員基準の解釈通知において特別養護老人ホームの人員基準によるものとして、「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない」とされております。

平成 23 年 5 月 1 日より市川市においては、当該「これと同等以上の能力を有すると認められる者」として、下記の資格を認めることといたします。事業所におかれましては、今後とも適切な資格を有する職員の配置をしていただきますよう、お願いいたします。

記

1 対象事業所

- (1) 市川市指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
- (2) 市川市指定認知症対応型通所介護事業所・認知症対応型介護予防通所介護事業所

2 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者と「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格

- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士

3 適用開始日

平成 23 年 5 月 1 日

4 市川市ウェブサイトにおける掲載場所

ホームページ > 暮らしの情報 > 暮らしのできごと > 高齢者 > いちかわの介護保険 > 介護サービス事業者向け情報

【担当】

市川市介護保険課

事業推進担当

TEL 047-704-0282